1. 主治医殿

保育所における感染症ガイドラインに基づき治癒届出書のご記入をお願い致します。

治癒届出書 (インフルエンザ用以外の学校感染症)

〈保護者記入〉	
クラス	園児名

診断名 (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

出席停止期間

平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

上記疾病は治癒したので平成　　年　　月　　日より登園可能と認めます。

平成　　年　　月　　日

医療機関名

医師　　氏名　　　　　　　　　　　　印

わかば保育園

学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、ペスト、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるものに限る)、鳥インフルエンザ(インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスで血清亜型が H5N1 に限る)
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす

(出席停止期間の基準：主治医の指導を受けてください)

第一種		治癒するまで
第二種(結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く)	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎および第三種		症状により学校医その他の医師において電線の恐れがないと認めるまで